

農業経営基盤強化促進法の体系

- 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。
- この法律では、市町村等が経営改善に取り組む農業者の農業経営改善計画を認定する認定農業者制度や経営改善を計画的に進める農業者に対して農用地の利用の集積を行う利用権設定等促進事業等を設け、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための措置を総合的に講ずることとしています。
- また、農地中間管理機構の5年後見直しにおいて、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）による改正が行われ（令和2年4月施行）、これまで市町村段階で実施していた農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業へ統合一体化されることとなりました。

農業経営基盤強化促進基本方針（都道府県知事）
（第5条）

農業経営基盤強化促進基本構想（市町村）
（第6条）

・都道府県あるいは市町村が、その地域条件等に配慮して、本法に規定された各種施策の具体的な基準や推進方法を規定

【認定農業者制度】
市町村による農業経営改善計画の認定
（第12条第4項）

【認定新規就農者制度】
市町村による青年等就農計画の認定
（第14条の4）

農業経営基盤強化促進事業
（第4条第3項）
【実施主体：市町村】

農業委員会による
利用調整の推進
（第15条）

農地中間管理機構
特例事業
（第7条）

○経営の改善に取り組む者が、5年後の経営改善目標等を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が認定

○新たに農業経営を営もうとする青年等が、農業経営の開始から5年後の経営の目標を記載した青年等就農計画を作成し、市町村が認定

利用権設定等促進事業
（第4条第3項第1号）

農用地利用改善事業促進事業
（第4条第3項第2号）

農作業受委託促進事業等
（第4条第3項第3号）

○農業委員会が、認定農業者等からの経営規模拡大の申し出を受け、農用地の利用調整を実施

○農地中間管理機構が、次の事業により農用地の利用集積を推進

都道府県又は国による農業経営改善計画の認定
（第13条の2）

○2以上の市町村の区域内で農業経営を営む者の農業経営改善計画の認定は、その区域に応じて都道府県又は国が認定

○市町村が農業委員会等の関係機関
・団体等と連携して、農用地の権利移動の円滑化と方向付けを推進

○市町村が農業者による団体と連携して、農用地利用改善事業を推進

○市町村が効率的な農作業の受託が行われるよう必要な指導を行うほか、担い手の養成及び確保のための条件整備を推進等

○調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認める時には、農用地利用集積計画を定めるべきことを市町村の長に要請

・農地売買等事業（借受を除く）
・農地の売渡信託の引受け
・農地所有適格法人への現物出資
・研修等

・市町村が農用地の権利設定等に関する事項を盛り込んだ「農用地利用集積計画」を公告することにより、利用権設定等の効果が発生（農地法の特例）

農用地利用改善事業
（第23条）

○農用地利用改善団体が農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地を集積し、担い手の育成・確保を推進

【その他（日本政策金融公庫による配慮等）】
（第14条の2、第14条の3、第14条の6、第14条の12）

○日本政策金融公庫による配慮規定、国・自治体による担い手の経営改善努力などを規定

○認定新規就農者に対し、日本政策金融公庫等が青年等就農資金の貸付けを実施